

井戸地区における
土地区画整理事業等調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月
川西町まちづくり推進課

1 本書の目的

この要領は、井戸地区における土地区画整理事業等調査業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するための公募型プロポーザル方式の実施に係る必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

井戸地区における土地区画整理事業等調査業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「井戸地区における土地区画整理事業等調査業務委託特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）のとおりに。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

(4) 契約上限額

46,684,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約時の予定価格ではなく、企画提案内容の規模を示したものである。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる企画提案者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加申込書の提出の日から選定結果通知の日までの期間に、川西町入札参加停止措置要領（平成24年川西町訓令第1号）による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納していない者であること。
- (7) 公告日時点で、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が指定した審査機関にてプライバシーマークの認定または、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証（ISO27001）」を取得していること。
- (8) 企業として、過去5年以内（令和2年4月1日～令和7年3月31日）に完了した同種業務（産業用地創出・企業誘致における土地区画整理事業調査に関するものをいう。）を誠実に履行した実績を有するものであること。なお同種業務とは、国、地方公共団体、

独立行政法人等の公的機関が発注した業務とする。

- (9) 本業務を行う期間中は、管理技術者（1名）、担当技術者（1名以上）及び測量技術者（1名以上）を配置すること。但し、各技術者の兼任は不可。また、配置予定技術者は直接的な雇用関係にある者とし、「技術提案書」の提出期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。
- (10) 配置予定技術者に対する資格要件については、以下のとおりとする。

① 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、下記（ア）に示す条件を満たす者で、下記（イ）の業務経験を有する者であること。

（ア）下記（a）から（c）のいずれかの資格を有する者。

（a）技術士（総合技術管理部門「建設－都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」）

（b）RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者

（c）土地区画整理士

（イ）「**3 参加資格**」の（8）に示す同種業務（産業用地創出・企業誘致における土地区画整理事業調査に関するもの）において1件以上の従事した経験（再委託による業務及び照査技術者として従事した業務の経験は認めない）を有する者。

② 配置予定担当技術者

配置予定担当技術者については、下記に示す条件を満たす者を配置すること。

（ア）下記のいずれかの資格を有する者を1名以上配置すること。

（a）技術士（総合技術管理部門「建設－都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」）

（b）RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者

（c）土地区画整理士

③ 配置予定測量技術者

（ア）下記の資格を有する者を1名以上配置すること。

（a）測量士

4 共同体に関する条件

事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。

- (1) 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つようにすること。なお、代表者は、業務の遂行責任を持つことのできる事業者とすること。
- (2) 参加申請以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
- (3) 代表者は、上記「**3 参加資格**」の（1）～（10）①の基準の全てを満たしていること。代表者とならない事業者は、上記「**3 参加資格**」（1）～（6）の基準を全て満たし、かつ配置予定担当技術者として（10）②または③に掲げる資格を有する者を1名以

上配置すること。

- (4) 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- (5) 参加申請時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書にはそれぞれの事業者の役割分担及び活動割合を詳細かつ明確に記載すること。
- (6) 単独で応募した事業者は、他の共同体の構成員となることはできない。
- (7) 代表者を含む共同体を構成する事業者（構成員）は、複数の共同体の構成員として応募することはできない。

5 実施スケジュール

実施の公告	令和7年 5月 30日（金）
本要領等に関する質問等の提出期間	令和7年 5月 30日（金）～6月 4日（水）
本要領等に関する質問の回答日	令和7年 6月 6日（金）
参加申込書の提出期間	令和7年 5月 30日（金）～6月10日（火）
参加資格確定通知日	令和7年 6月 13日（金）
技術提案書等の提出期間	令和7年 6月 13日（金）～6月24日（火）
選定結果通知日（予定）	令和7年 6月 27日（金）
委託契約締結日（予定）	令和7年 6月下旬～7月上旬

なお、上記（予定）については変更する場合がある。

6 本実施要領等に関する質問及び回答

参加申込に関する質問及び回答は次のとおりとする。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領及び特記仕様書の内容）に関する質問については、質問書（様式第1号）に記載し、「**13 事務局**」宛に電子メールにて送信し、着信確認の電話連絡を行うこと。

メールの件名は「プロポーザルに関する質問書送付（企業名）」とすること。

(2) 受付期間

令和7年 5月 30日（金）～6月 4日（水）17時まで【必着】

(3) 回答方法

質問への回答は、質問回答書（様式第2号）にて、令和7年 6月 6日（金）17時までに質問者全員に電子メールにて返信する。なお、返信を受けた時は事務局に着信の報告を行うこと。

ただし、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答しない場合がある。

(4) その他

- ① 電話並びに口頭による質問、応募者数や審査基準等に関する質問及び受付期間を

過ぎた質問は、一切受け付けない。

- ② 質問内容について、不明な点がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行うことがある。
- ③ 同内容の質問があった場合は複数件をまとめて回答する。

7 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり参加申込書等を提出するものとする。

(1) 提出期間

令和7年 5月 30日(金)～6月10日(火)まで【必着】

(土日・祝日を除く、9時から17時まで)

(2) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申込書(様式第3号)
- ② 企業等概要書(様式第4号)(共同体で申請する場合はその構成員も含む。)
- ③ 企業等の業務実績(様式第5号)
- ④ 配置予定技術者の経歴調書(管理技術者)(様式第6号)
- ⑤ 配置予定技術者の経歴調書(担当技術者)(様式第7号)
配置予定の担当技術者分全てを作成してください。(1名以上)
- ⑥ 配置予定技術者の経歴調書(測量技術者)(様式第8号)
配置予定の測量技術者分全てを作成してください。(1名以上)
- ⑦ 関連資料(企業等及び配置予定技術者(管理技術者)の実績並びに配置予定技術者の保有資格)

ア 一般財団法人日本建築情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)」におけるTECRIS完了登録業務カルテ受領書又は登録内容確認書(完了登録)の写しを提出してください。また、TECRIS完了登録業務カルテ受領書又は登録内容確認書(完了登録)の写しだけで業務内容が判断できない場合は業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を提出してください。

TECRIS完了登録業務カルテ受領書又は登録内容確認書(完了登録)の写しがない場合は、契約書の写し、TECRIS登録業務カルテ受領書(契約登録、変更登録、訂正登録)又は登録内容確認書(契約登録、変更登録、訂正登録)の写しを提出し、かつ業務内容が判断できる業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を提出してください、また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績評定通知書等、完了実績が明確に確認できる資料を提出してください。

また、合併又は社名変更等を行っている場合は、商号又は名称が確認できる資料(商業登記簿等)を提出してください。

イ 配置予定技術者の保有する資格を証明する書類(資格者証又は合格証明書等(資格を証明するために必要な場合は、実務経験を確認できる経歴書等)の写し)を提出すること。

ウ 3ヶ月以上の直接的な雇用関係がわかる書類(保険証の写しなど)を提出する

こと。

- ⑧ 登記簿謄本【登記全部事項証明書】（写し可、直近3カ月以内、共同体で申請する場合はその構成員も含む。）
- ⑨ 国税及び地方税の納税証明書（写し可、直近3カ月以内、共同体で申請する場合はその構成員も含む。）

(3) 提出部数

提出部数は、正本を1部とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送（送達が証明できる書留等に限る。）

(5) 提出先

「13 事務局」に同じ。

8 参加資格確認結果の通知

提出された書類について「3 参加資格」に基づき審査を行い、参加の可否を決定し、令和7年6月13日（金）に公募型プロポーザル参加申込書（様式第3号）に記載された所在地宛に参加資格確認通知書（様式第9号）を郵送にて送付すると共に、通知書の写しを電子メールで送付する。

(1) 参加者が多数の場合の取扱い

参加申込書提出者が多数の場合には、「別紙 産業交流拠点における土地区画整理事業等調査業務に係る公募型プロポーザル採点表」の「企業・配置予定技術者の能力及び経験」を審査し、上位3者程度を選出する。

(2) 参加者が2者に満たない場合の取扱い

参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、選定委員会にて事業者の技術提案書を総合的に判断する。

(3) 参加資格の喪失

参加資格確認通知書の交付後において、通知を受けた者が下記のいずれかに該当する場合には、本件の参加資格を喪失するものとする。

- ① 「3 参加資格」及び「4 共同体に関する条件」で示す、資格要件を満たさなくなったとき。
- ② 「7 参加申込書等の提出」(2)で示す提出書類一式に虚偽の記載があったとき。

(4) 参加の辞退

参加資格確認通知書の交付後において、参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式第10号）を提出すること。

9 技術提案書等の提出

参加資格有りの通知を受けた者は、技術提案書等を提出するものとする。

(1) 提出期間

令和7年6月13日（金）～6月24日（火）まで【必着】

(土日・祝日を除く、9時から17時まで)

(2) 提出書類

- ① 技術提案届出書 (様式第 11 号)
- ② 技術提案書表紙 (様式第 12 号)
- ③ 業務実施体制表 (様式第 13 号)

配置予定技術者以外に提案者と直接的な雇用関係がある担当者を配置する場合は、必ず氏名等を記載すること。

- ④ 技術提案書 (任意様式) ※図や表を加え分かりやすく記載すること。

ア：業務に対する実施方針及び作業工程 (A3 : 1 枚程度)

業務全体及び特記仕様書 6. (1) ~ (10) に掲げる各業務内容に対する実施方針及び作業工程を記載すること。

イ：評価テーマに対する方針 (A3 : 1 枚程度)

評価テーマ「産業施設誘致の実現に向けて、民間事業者の事業参画意欲の向上と地権者との合意形成の視点を踏まえた土地区画整理事業の推進方策」について、具体的且つ詳細に記載すること。

- ⑤ 参考見積書 (任意様式)

消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また、積算内訳が判別できるようにできる限り詳細に示した内訳書等を添付すること。

(3) 提出部数

提出部数は、正本 (①から⑤まで) を 1 部、副本 (②から⑤まで) を 5 部とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送 (送達が証明できる書留等に限る。)

(5) 提出先

「13 事務局」に同じ。

(6) 参考見積

参考見積において、業務量の目安として示している限度額を超えている場合、もしくは、特記仕様書に記載されている業務項目に対応する見積もり項目が不足している場合は、特定しない。

(7) 留意事項

- ① 技術提案は、A3 判縦用紙、横書き、片面、左綴、カラー印刷を基本とする。それ以外の書類は、A4 版とする。また、文字ポイントは 10.5 ポイント以上とすること。(図表等に含まれる文字等を除く。)
- ② 技術提案書等の正本及び副本には、それぞれに技術提案書表紙 (様式第 12 号) を添付すること。
- ③ (2) 提出書類の副本 (②から⑤まで) 5 部には、会社名を特定できる文言 (所在地、商号又は名称、代表者名、等) を記入しないこと。
- ④ 提出後の追加、修正は一切認めない。
- ⑤ 1 事業者 1 件の提案とし、複数の提案は認めない。

- ⑥ 期限までに提案書の提出がなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。
- ⑦ 提出のあった技術提案書等の内容に関して選定の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて事務局から疑義事項の照会及び確認を行う。

10 選定方法

本プロポーザルの選定は、提出された技術提案書等について書面審査で実施する。

選定に関しては、下記の評価基準に基づき、本町職員等で構成する選定委員会により提案者の評価及び選定を行う。

なお、技術提案書等の内容について、必要に応じて電話又はメール等で質問する場合があります。

(1) 受託候補者の特定

- ① 受託候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から、最優秀及び次点を選定し、その旨を連絡する。
- ② 提出された技術提案書等の審査により、最優秀となった提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた手続きを行う。
- ③ 最優秀を受託候補者として特定した場合は、次点にその旨を連絡する。
- ④ 提案者が1者であっても、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。
- ⑤ 最優秀受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。受託候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（川西町の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）または契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。

(2) 評価基準

- ① 評価は選定委員会（5名）による下記に定める評価項目の評価点をもとに行う。
- ② 評価項目は、別添「技術提案評価基準」のとおりとする。
- ③ 点数については、審査委員一人あたり100点満点、合計500点満点とする。
- ④ 最低基準点は、300点とする。

(3) 結果の通知

審査結果は、各提案者に公募型プロポーザル選定結果通知書（様式第14号）で通知する。なお、選定結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立は受け付けられないものとする。

11 契約

受託候補者の特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

(1) 契約金額の決定

契約金額は、「**2 業務概要**」の（４）で示す金額の範囲内であって、提出された参考見積書の金額を超えないものとする。

（２）契約締結日

契約締結日は、契約に係る協議で決定するものとする。

（３）その他

- ① 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、実施業務の内容及び仕様書については、協議の上、定めることとする。
- ② 最優秀受託候補者が辞退した場合は、審査結果において、次点の者を受託候補者とする。

1.2 その他の留意事項

- （１）提出期限までに参加申込書を提出しない者及び参加資格の確認がされなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- （２）参加申込書等及び技術提案書等の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- （３）提出された参加申込書等は返却しない。なお、提出された参加申込書等は、参加資格の確認及び受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- （４）提出された技術提案書等は受託候補者の選定の有無にかかわらず返却しない。また、提出された技術提案書等は、受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- （５）参加申込書等及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、参加申込書等及び技術提案書等を無効とすると共に、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。また、提出された参加申込書等及び技術提案書等が以下のいずれかに該当する場合は、原則として、その参加申込書等及び技術提案書等を無効とする。
 - ① 参加申込書等及び技術提案書等の全部又は一部が提出されていない場合
 - ② 参加申込書等及び技術提案書等と無関係な書類である場合
 - ③ 他の業務の参加申込書及び技術提案書等である場合
 - ④ 白紙である場合
 - ⑤ 参加申込書及び技術提案書等の記載に誤りがある場合
 - ⑥ その他未提出又は不備がある場合
- （６）参加申込書及び技術提案書等の提出期限後において、原則として参加申込書等及び技術提案書等に記載された内容の変更及び資料の追加提出は認めない。なお、提出者側に起因しない事象によって発注者側から別途指示のあった場合はこの限りではない。また、参加申込書及び技術提案書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、契約後、病休、死亡又は退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
- （７）特定された受託候補者が提出した技術提案書等の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。

- (8) 受託候補者の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (9) 災害事故等やむを得ない事由等により、本業務を実施することができないと認められる場合は、本業務を停止、中止することがある。なお、この場合において、当該技術提案に要した費用を本町に請求することはできないものとする。
- (10) 本プロポーザルの手続きに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (11) 電子メール等の通信事故について、本町はいかなる責任も負わない。
- (12) 個人情報の取扱いは、川西町個人情報保護条例（平成17年条例第13号）に従い、参加申込者から提供された技術者の個人情報は、本事業の実施に必要な範囲内でのみ用いることとし、他の用途には用いない。
- (13) 技術提案書等に記載された内容は、他に明記がない場合は委託後に追加費用を伴わずに実施する意思があるものとする。

1.3 事務局

本プロポーザルに関する事務局は、以下のとおりとする。

川西町まちづくり推進課 担当：鈴木、鈴鹿

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町結崎 28-1

TEL 0745-44-2280（直通）

FAX 0745-44-4734

E-mail machidukuri@town.nara-kawanishi.lg.jp

以上